町田市環境審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)6月4日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市環境審議会条例の一部を改正する条例

町田市環境審議会条例(平成12年12月町田市条例第69号)の一部を次のよう に改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

## (所掌事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲 げる事項について<u>調査審議し</u>、答申する。
- $(1) \sim (4)$  略
- 2 審議会は、前項各号に<u>掲げる</u>事項を<u>調査審</u> <u>議する</u>場合において、必要があると<u>認める</u>と きは、環境に関する情報その他必要な<u>情報</u>の <u>提供</u>を市長その他関係機関に求めることがで きる。
- 3 審議会は、環境の保全、回復及び創造に関し、必要があると<u>認める</u>ときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員<u>15人</u>以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者 5人以内
- (2) 町田市民 5人以内
- (3) 事業者 5人以内
- 2 略

(臨時委員)

- 第4条 市長は、特別又は専門の事項を<u>調査審</u> <u>議する</u>ために必要があると<u>認める</u>ときは、審 議会に臨時委員を置くことができる。
- 2 略

(会長)

第5条 略

- 2 略
- 3 会長に<u>事故がある</u>ときは、会長があらかじ め指名する委員が<u>、その</u>職務を代理する。

## (所掌事項)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。
- $(1) \sim (4)$  略
- 2 審議会は、前項各号に<u>規定する</u>事項を<u>調査</u> し、審議する場合において、必要があると認 めたときは、環境に関する情報その他必要な 資料の提出を市長その他関係機関に求めるこ とができる。
- 3 審議会は、環境の保全、回復及び創造に関し、必要があると<u>認めた</u>ときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員<u>15名</u>以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者 5名以内
- (2) 町田市民 5名以内
- (3) 事業者 5名以内
- 2 略

(臨時委員)

- 第4条 市長は、特別又は専門の事項を<u>調査し、</u> 審議するために必要があると<u>認めた</u>ときは、 審議会に臨時委員を置くことができる。
- 2 略

(会長)

第5条 略

- 2 略
- 3 会長に<u>事故ある</u>ときは、会長があらかじめ 指名する委員が<u>その</u>職務を代理する。

/ ^	->4
( /_>	<b>三条</b> )
	技/

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時 委員の過半数が出席しなければ、会議を開く ことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に 関係のある臨時委員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、会長の決するところによ る。

(委任)

<u>第7条</u> 略

(委任)

<u>第6条</u> 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。